

## 別記 1

### 産地構造改革計画及び経営改革計画について

#### 第 1 産地構造改革計画等の計画主体

1 産地構造改革計画の計画主体となる「産地の組織」は生産・販売の戦略を一にする組織であって、次の条件のいずれかを満たすものとする。

(1) 自ら構成員の中の担い手を明確にし、ビジネス経営体を育成する組織（ビジネス経営体を目指すための経営改革計画を策定した者又は策定予定の者を含む組織）であること。

(2) 将来、組織そのものがビジネス経営体を目指すもの。

2 経営改革計画の計画主体となる「認定農業者等」は、認定農業者である個人又は法人であって、次に掲げる条件のいずれかを満たすものとする。

(1) 認定農業者がさらにステップアップして、法人化、経営規模の一層の拡大などビジネス経営体を目指すもの。

(2) 複数農家の出資又は企業の参入などにより法人を設立し、ビジネス経営体を目指すもの。

#### 第 2 産地構造改革計画

産地構造改革計画は、産地の現状を分析し、担い手を明確にした上で、生産が維持・拡大する目標とその目標を実現するための具体的な方策が書かれているものとする。

#### 第 3 ビジネス経営体

第 1 及び第 3 のビジネス経営体とは、家族経営から脱皮し、企業的な経営感覚を持つ経営体であり、要件は次のとおりとする。

- 1 経営が継承されていく永続的な経営体
- 2 雇用による労働力を確保
- 3 企業として一定以上の販売規模を持ち成長を志向
- 4 マーケティング戦略に基づくサービスや商品を提供